

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市緑地法施行令の一部改正

一 都市緑化支援機構が特別緑地保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都道府県等に対する補助金の額は、都道府県等の負担に要する費用の額に三分の一を乗じて得た額とするものとする。

（第七条関係）

二 登録調査機関の登録の有効期間は、三年とするものとする。

（第十六条関係）

三 優良緑地確保計画の認定を受けようとする者が納めなければならない手数料の額を定めるものとする。

（第十七条関係）

四 登録調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可の方法を定めるものとする。

（第十八条関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令の一部改正

一 歴史的風土保存計画において定められた歴史的風土特別保存地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従って行う行為については、歴史的風土特別保存地区における行為の制限の対象外とする。

るものとする。

(第五条第九号ホ関係)

二 都市緑化支援機構が歴史的風土特別保存地区内の土地を買い入れた場合の国が負担する金額は、府県の負担に要する費用の額に十分の七を乗じて得た額とするものとする。

(第九条関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第三 都市再生特別措置法施行令の一部改正

民間都市開発推進機構がその整備に要する費用について支援等することができる緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の内容を定めるものとする。

(第二十九条関係)

第四 首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の都県及び市に対する補助金の額は、都県及び市の負担に要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とするものとする。

(第四条関係)

第五 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正

都市緑化支援機構が近郊緑地特別保全地区内の土地を買い入れた場合の国の府県及び市に対する補助金

の額は、府県及び市の負担に要する費用の額に十分の五・五を乗じて得た額とするものとする。

（第七条関係）

第六 景観法施行令の一部改正

- 一 景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画に、都市緑地法第三条の三第一項の広域計画を追加するものとする。

（第六条第十五号関係）

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第七 国土交通省組織令の一部改正

- 一 都市環境課の所掌事務を変更するものとする。

（第八十三条関係）

- 二 その他所要の改正を行うものとする。

第八 その他所要の改正を行うものとする。

第九 附則

この政令は、一部の規定を除き、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十一月八日）から施行するものとする。

（附則関係）